

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）

改正案	現行
<p>（協同組織金融機関の資本の額） 第十九条（略）</p> <p>2 発行機関が信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会である場合における協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項（利益準備金の積立て等）の規定の適用については、法による資本の額をもって、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条により読み替えられた銀行法第十八条第一項の規定に規定する当該発行機関の出資の総額とする。</p>	<p>（協同組織金融機関の資本の額） 第十九条（略）</p> <p>2 発行機関が信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会である場合における協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条（利益準備金の積立て）の規定の適用については、法による資本の額をもって、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条により読み替えられた銀行法第十八条の規定に規定する当該発行機関の出資の総額とする。</p>